

# 岐阜県公報

第 十 七 号  
令 和 元 年 七 月 二 日  
( 火 曜 日 )

## 目 次

規 則  
ソフトピアジャパンセンター条例施行規則の一部を改正する規則  
( 産 業 技 術 課 ) 九五ページ

告 示  
道路の区域変更  
( 道 路 維 持 課 ) 九六

公 示  
令和元年度採石業務管理者試験の実施  
( 商 工 政 策 課 ) 九七

基本測量の実施  
( 用 地 課 ) 九八

公共測量の実施  
( 同 ) 九八

土地改良区の定款の変更認可  
( 岐 阜 農 林 事 務 所 ) 九九

落札者等に関する公示  
( 会 計 課 ) 九九

「中央新幹線(東京都・名古屋市間)環境影響評価書(岐阜県)平成二十六年八月」に基づく事後調査報告書(平成三十年度)の公告  
( 環 境 管 理 課 ) 一〇〇

## 規 則

ソフトピアジャパンセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和元年七月二日  
岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十四号

ソフトピアジャパンセンター条例施行規則の一部を改正する規則

を次のように改正する。  
ソフトピアジャパンセンター条例施行規則(平成八年岐阜県規則第四十三号)の一部

別表第一一の表一の項中「談話室」を削り、「第一レセプションルーム、第二レセプションルーム、第二レセプションルーム」を「レセプションルーム」に改め、同表中三の項を削り、四の項を三の項とする。

別表第一二の表を次のように改める。  
二 第一別館

区 分	受 付 開 始 日
技術開発室	使用を開始しようとする日の属する月の十二月前の月の初日

別表第一三の表一の項中「第一実習室、第二実習室、第三実習室、第四実習室」を「実習室」に、「第二研修室及び第三研修室」を「及び第二研修室」に改める。

別表第一四の表一の項中「第一小会議室、第二小会議室、第三小会議室及び」を削る。別表第一備考第一号中「談話室」を削り、「第一レセプションルーム、第二レセプションルーム、第二レセプションルーム」を「レセプションルーム」に改める。

別表第二一の表その他の附属設備の部持込器具電源利用料金(一)の項及び別表第二二の表その他の附属設備の部持込器具電源利用料金(一)の項中「持込器具電源利用料金(一)」を「持込器具電源(一)」に改める。

別表第二一三の表持込器具電源利用料金(二)の項中「持込器具電源利用料金(二)」を「持込器具電源(二)」に改める。

別表第二一四の表中「研究開発室、会議室及びスタジオ」を「会議室」に改め、同表持込器具電源利用料金(一)の項中「持込器具電源利用料金(一)」を「持込器具電源(一)」に、持込器具電源利用料金(二)の項中「持込器具電源利用料金(二)」を「持込器具電源(二)」に改める。

別表第二一五の表持込器具電源利用料金(一)の項中「持込器具電源利用料金(一)」を「持込器具電源(一)」に、持込器具電源利用料金(二)の項中「持込器具電源利用料金(二)」を「持込器具電源(二)」に改める。

別表第二備考を次のように改める。  
備考

- 一 この表に掲げる額は、一時間当たり又は一泊当たりで定められているものを除き、各時間帯区分(午前、午後及び夜間に限る。)ごとの額とする。
- 二 時間帯区分の午前及び午後又は午後及び夜間に利用する場合の額はこの表に掲げる額に一・八を乗じて得た額と、時間帯区分の全日に利用する場合の額はこの表に掲げる額に二・五五を乗じて得た額とする。ただし、持込器具電源(一)及び一時間当たりの額で定められている附属施設設備等を利用する場合を除く。
- 三 時間帯区分以外の時間帯に利用する場合の額は、三十分(利用時間に三十分未満たない端数があるときは、これを三十分として計算する。)につき、この表に掲げる額に六分の一を乗じた額に百分の百二十を乗じて得た額とする。
- 四 前二号の規定により算出した額に十円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。
- 五 一時間当たりで定められている額については、利用時間に一時間に満たない端数があるときは、これを一時間として計算するものとする。
- 六 持込器具電源(一)及び持込器具電源(二)の額は、利用者が持参した器具の定格消費電力量五百ワット(定格消費電力に五百ワットに満たない端数があるときは、これを五百ワットとして計算する。)ごとの額とする。

別記第九号様式中

1 品切 2 大正 3 品切 4 平成 5 品切 6 品切 7 品切 8 品切 9 品切 10 品切 11 品切 12 品切 13 品切 14 品切 15 品切 16 品切 17 品切 18 品切 19 品切 20 品切 21 品切 22 品切 23 品切 24 品切 25 品切 26 品切 27 品切 28 品切 29 品切 30 品切 31 品切 32 品切 33 品切 34 品切 35 品切 36 品切 37 品切 38 品切 39 品切 40 品切 41 品切 42 品切 43 品切 44 品切 45 品切 46 品切 47 品切 48 品切 49 品切 50 品切 51 品切 52 品切 53 品切 54 品切 55 品切 56 品切 57 品切 58 品切 59 品切 60 品切 61 品切 62 品切 63 品切 64 品切 65 品切 66 品切 67 品切 68 品切 69 品切 70 品切 71 品切 72 品切 73 品切 74 品切 75 品切 76 品切 77 品切 78 品切 79 品切 80 品切 81 品切 82 品切 83 品切 84 品切 85 品切 86 品切 87 品切 88 品切 89 品切 90 品切 91 品切 92 品切 93 品切 94 品切 95 品切 96 品切 97 品切 98 品切 99 品切 100 品切

併 田 田

に改める。

附 則  
この規則は、令和二年四月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第八十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年七月二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年七月二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
一般国道	二百五十六号	郡上市八幡町相生字垣内五〇九番二地先から同市同町同字同五〇九番五地先まで	前	一四・二(一七・七)	六・一	
			後	一七・五(二七・七)	六・一	

公 示

令和元年度採石業務管理者試験の実施

採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定により採石業務管理者試験を次のとおり実施しますので、採石法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第六号）第八条の七の規定により公示します。

令和元年七月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 試験期日及び時間

令和元年十月十一日（金）午前十時から正午まで（二二〇分）

二 試験場所

岐阜市六条南二丁目一番一号 岐阜産業会館五階第一会議室

三 試験科目

1 岩石の採取に関する法令事項（環境保全等関係法令事項を含む。）

2 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石の堆積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）

四 受験手続

1 申込用紙の配布

受験願書の用紙は、令和元年七月四日（木）から岐阜県商工労働部商工政策課、同部岐阜地域産業労働室及び各県事務所で配布します。

郵送を希望する場合は、封筒の表に「採石業務管理者試験受験願書請求」と朱書して、八十二円分の切手（二部又は三部を希望する場合は、九十二円分の切手）を貼った宛先明記の返信用封筒（定形郵便物の封筒）を同封の上、〒五 八五七 岐阜市数田南二丁目一番一号 岐阜県商工労働部商工政策課に請求してください。

い。

2 申込方法

受験願書に必要な事項を記入し、次に掲げる書類を添えて、岐阜県商工労働部商工政策課に提出してください。

(一) 写真 手札形（おおむね縦十二センチメートル、横八センチメートル）とし、受験願書提出前六月以内に撮影した無帽、正面上半身像でその裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものとします。

(二) 受験票（用紙は、受験願書と同時に配布します。）

3 申込受付期間

令和元年九月二日（月）から同月十七日（火）までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

郵送による場合は、「書留」又は「簡易書留」とし、封筒の表に「採石業務管理者試験受験願書在中」と朱書して、〒五 八五七 岐阜市数田南二丁目一番

一号 岐阜県商工労働部商工政策課に送付してください。令和元年九月十七日（火）までの消印のあるもの限り受け付けます。

五 受験手数料

手数料は、八千円とし、これに相当する額の岐阜県収入証紙を受験願書に貼り付けてください（消印しないこと）。

なお、受験手数料は、申込みが受理された後は、返還しません。

六 合格者の発表

令和元年十月三十一日（木）。試験に合格した者の受験番号を岐阜県庁ホームページに掲載するとともに、岐阜県庁掲示板に掲載します。また、合格者本人に合格証を交付します。なお、不合格者に対しても、その旨を通知します。

七 試験結果の提供

令和元年度採石業務管理者試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

1 提供する試験結果

採石業務管理者試験の総合得点及び科目別得点

2 提供期間

合否発表の日から一月間

3 提供する場所

県庁個人情報総合窓口（県庁二階）及び各県事務所特別窓口

4 提供を受けるために必要な書類等

試験結果の提供を受けるためには、本人確認のできる次の書類等が必要です。

(一) 受験票

(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

八 その他

試験について不明な点は、岐阜県商工労働部商工政策課鉱政係（電話 五八 二七 二 八三五九（直通））に問い合わせてください。

基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和元年七月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（水準測量）

三 作業期間

令和元年七月八日から

令和二年二月二十八日まで

四 作業地域

大垣市、羽島市、羽島郡岐南町、羽島郡笠松町、養老郡養老町、不破郡垂井町、安八郡安八町

基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和元年七月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（空中写真撮影、オルソ作成）

三 作業期間

令和元年八月二十七日から

令和二年三月三十一日まで

四 作業地域

関市、中津川市、恵那市、下呂市、加茂郡川辺町、加茂郡七宗町、加茂郡八百津町、加茂郡白川町、加茂郡東白川村

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年七月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量・現地測量・路線測量）

三 作業期間

令和元年七月一日から

令和二年二月二十八日まで

四 作業地域

岐阜市

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条

第一項の規定により国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年七月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量・現地測量・路線測量）

三 作業期間

令和元年七月一日から

令和二年二月二十八日まで

四 作業地域

郡上市

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和元年七月二日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
岐 阜 市 合 渡 土 地 改 良 区	令 和 元 ・ 六 ・ 二 四

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第

百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和元年七月二日

岐阜県知事 古 田 肇

1 調達物品の名称及び数量 車両用及び歩行者用交通信号灯器 一式

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 平成31年4月26日

4 落札者を決定した日 令和元年6月7日

5 落札者の住所及び氏名 岐阜市福富天神前345番地

岐阜信号施設株式会社

代表取締役 大坪 岳彦

6 落札金額 67,822,414円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課契約係

(2) 所 在 地 岐阜市藪田南二丁目1番1号

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和元年七月二日

岐阜県知事 古 田 肇

1 調達する物品の名称及び数量

Microsoft Windows 10 Enterprise LTSC (最新版) 1,308ライセンス

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 平成31年4月26日

4 落札者を決定した日 令和元年6月7日

5 落札者の住所及び氏名 岐阜市神田町9丁目27番地大岐阜ビル5F

株式会社フューチャーイン岐阜営業所

所 収 須 藤 高 博

6 落札金額 31,777,336円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称 岐阜県農林水産部総務室会計課契約係
- (2) 所在地 岐阜市数田南二丁目一番一号

雑 報

「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書（岐阜県）平成二十六年八月」に基づく事後調査報告書（平成三十年度）の公告

岐阜県環境影響評価条例（平成七年岐阜県条例第十号）第三十八条第一項の規定により事後調査報告書を作成したため、同条例第三十八条の二第一項の規定により、次のとおり公告します。

令和元年七月二日

東海旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 金子 慎

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- 1 名 称 東海旅客鉄道株式会社

- 2 代表者の氏名 代表取締役社長 金子慎

- 3 主たる事務所の所在地 愛知県名古屋市中村区名駅二丁目一番四号

二 対象事業の名称及び種類

- 1 名称 中央新幹線 品川・名古屋間

- 2 種類 新幹線鉄道の建設（環境影響評価法第一種事業）

三 事後調査報告書の写しを縦覧に供する場所、期間及び時間

- 1 縦覧場所

岐阜県環境生活部環境管理課、多治見市役所環境文化部環境課、中津川市役所リ

ニア都市政策部リニア対策課、瑞浪市役所総務部企画政策課、恵那市役所建設部リ

ニアまちづくり課、土岐市役所総務部企画財政課、可児市役所建設部都市計画課、御嵩町役場総務部企画課、東海旅客鉄道株式会社環境保全事務所（岐阜）及び東海旅客鉄道株式会社岐阜工事業務所多治見分室

- 2 縦覧期間 令和元年七月三日（水）から令和元年八月一日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

- 3 縦覧時間 午前九時から午後五時まで（縦覧場所によっては異なることがあります。）

四 インターネットによる公表

事後調査報告書は、当社ホームページ（<http://jr-central.co.jp/>）においてもご覧いただけます。

五 問合せ

- 1 問合せ先 東海旅客鉄道株式会社環境保全事務所（岐阜）

中津川市桃山町二番八二号

TEL 〇五七三 六四 一〇三九

- 2 受付日時 毎日午前九時から午後五時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

令和元年七月二日発行

発行者

岐阜市数田南二丁目一番一号

発行所

岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三 一 岐阜文芸社